

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年4月15日

会議の名称	庁議
開催日時	平成26年4月15日（火）9時30分～11時07分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 1)～3) 総務部長 丸山秀幸 4) 健康福祉部長 吉岡利昌 5)～7) 都市整備部長 谷沢義弘 【報告】 1 企画部長 中村勝義 2 総務部長 丸山秀幸 3 都市整備部長 谷沢義弘 【その他事項】 市長 香川武文 企画部長 中村勝義

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 平成25年度志木市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求める議案の提出について(総務部) 2) 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて(総務部) 3) 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて(総務部) 4) 専決処分の承認を求めることについて(志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)(健康福祉部) 5) 宗岡小学校校舎大規模改修等工事工事請負契約の締結について(都市整備部) 6) 志木第四小学校体育館大規模改修等工事工事請負契約の締結について(都市整備部) 7) 宗岡第四小学校体育館大規模改修等工事工事請負契約の締結について(都市整備部) <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年第1回志木市議会臨時会提出議案について(企画部) 2 平成26年度志木市一般会計補正予算(第1号)について(総務部) 3 志木市低炭素まちづくり計画(素案)に対する意見公募の実施について(都市整備部) <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁議付議書様式について(市長) 2 危機管理実施手順の徹底について(企画部長)
-----	---

<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1) 平成25年度志木市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める議案の提出について（総務部）</p> <p>平成25年度志木市一般会計補正予算（第5号）として、八ヶ岳自然の家トイレ・受変電設備等改修工事について、降雪の影響などにより、年度内に工事が完了する見込みがないことから、当該工事請負費について、翌年度への繰越明許費を設定したものであり、去る3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。</p> <p>2) 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（総務部）</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が本年3月20日に成立し、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市税条例の一部を改正する必要があるため、去る3月31日付けで志木市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。</p> <p>主な内容：</p> <p>【個人市民税関係】</p> <p>1 課税標準の計算の細目を定めるもののため、規定を削除するもの</p> <p>(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除</p> <p>(2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除</p> <p>(3) 阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例</p> <p>2 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長について</p> <p>3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長について</p> <p>施行日：平成26年4月1日</p>
------------	--

【固定資産税関係】

- 1 浸水防止用設備、ノンフロン製品及び公害防止用設備に係る固定資産税について課税標準の特例措置の規定の追加
- 2 耐震改修が行われた一定の既存建築物に対する固定資産税の減額措置の創設
- 3 旧民法第34条の社団法人及び財団法人から移行した移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止

施行日：平成26年4月1日

- 3) 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（総務部）

地方税法の一部を改正する法律が本年3月20日に成立し、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたため、去る3月31日付けで志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。

主な内容：

固定資産税等の課税標準等の特例の創設等による規定の整備

施行日：平成26年4月1日

- 4) 専決処分の承認を求めることについて（志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（健康福祉部）

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、去る3月31日付けで志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。

主な内容：

法定軽減対象世帯の範囲の拡大

施行日：平成26年4月1日

5) 宗岡小学校校舎大規模改修等工事工事請負契約の締結について（都市整備部）

宗岡小学校校舎大規模改修等工事請負契約を締結したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。

内容：

- 1 工事名 宗岡小学校校舎大規模改修等工事
- 2 工事場所 志木市中宗岡3丁目1番1号
- 3 履行期限 平成26年12月15日
- 4 請負金額 576,504,000円
- 5 入札日 平成26年4月7日
- 6 受注者 高野建設株式会社

6) 志木第四小学校体育館大規模改修等工事工事請負契約の締結について（都市整備部）

志木第四小学校体育館大規模改修等工事請負契約を締結したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。

内容：

- 1 工事名 志木第四小学校体育館大規模改修等工事
- 2 工事場所 志木市館1丁目4番1号
- 3 履行期限 平成26年12月15日
- 4 請負金額 145,584,000円
- 5 入札日 平成26年4月7日
- 6 受注者 大進建設株式会社

7) 宗岡第四小学校体育館大規模改修等工事工事請負契約の締結について（都市整備部）

宗岡第四小学校体育館大規模改修等工事請負契約を締結したため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成26年第1回志木市議会

臨時会に提案する。

内容：

- 1 工事名 宗岡第四小学校体育館大規模改修等工事
- 2 工事場所 志木市上宗岡1丁目1番2号
- 3 履行期限 平成26年12月15日
- 4 請負金額 147,798,000円
- 5 入札日 平成26年4月7日
- 6 受注者 五十鈴建設株式会社

【報告】

- 1 平成26年第1回志木市議会臨時会提出議案について（企画部）

平成26年4月24日に開会する平成26年第1回市議会臨時会に上程する議案は、8件とする。

8議案の内訳：

専決処分の承認4件、補正予算1件、
工事請負契約締結3件

- 2 平成26年度志木市一般会計補正予算（第1号）について（総務部）

平成26年4月24日に開会する平成26年第1回市議会臨時会に上程する平成26年度志木市一般会計補正予算案は、1件とする。

今回上程する予算案)

- ・平成26年度一般会計補正予算（第1号）

補正前予算額 20,954,000千円

補正額 158,235千円

補正後予算額 21,112,235千円

- 3 志木市低炭素まちづくり計画（素案）に対する意見公募の実施について（都市整備部）

平成25年度に協議会及び政策推進会議等で検討を進めてきた「志木市低炭素まちづくり計画」について、計画の素案をま

	<p>とめ、意見公募手続条例に基づき、計画（素案）概要版に対して4月15日から5月14日までの30日間意見募集を開始したので報告する。</p> <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁議付議書様式について（市長） 2 危機管理実施手順の徹底について（企画部長）
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

1) 平成25年度志木市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める議案の提出について（総務部）

○概要説明：総務部長

地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付けで専決処分を行った。

内容としては、平成25年度に八ヶ岳自然の家において、トイレの洋式化及び受変電設備の改修並びに電気暖房設備の設置工事を実施したところであるが、工事完了後に暖房設備の動作確認を行ったところ、正常な作動時において機器本体の温度の上昇が認められた。このため、多くの児童・生徒が利用する施設であることから、安全性を高めるため暖房器の周囲に、安全柵を設置する追加工事を実施することとした。

しかしながら、本年2月の大雪により、八ヶ岳自然の家の所在する長野県南佐久郡は、およそ1.5mの積雪となり除雪作業が進まず、現場に納品をするための進入路の確保が困難な状況となった。

このことにより、年度内に工事が完了する見込みがないことから、年度末に設定していた工期を4月末まで延長することとし、当該工事請負費について、翌年度への繰越明許費を設定したもので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案する。

2) 志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（総務部）

○概要説明：総務部長

まず、個人市民税関係の項目の規定の削除については、(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除と、(2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について地方税法の改正により、適用期間を平成27年12月31日まで2年間延長したものであり、(3) 阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例の規定についての規定については、改正はない。しかしながら、この規定は、課税標準の計算の細目を定めているところから、条

例の性格を踏まえ、削除するものである。

なお、条例の規定の削除における影響については、地方税法に規定があることから、影響は無いものである。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例については、地方税法の改正により適用期間を平成30年度まで、延長するものであり、こちらの規定について、現在、志木市において適用はない。

次に、優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長については、適用期間を平成29年度分まで延長することとされたものです。

次に、固定資産税関係のはじめの項目、浸水防止用設備、ノンフロン製品及び公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例については、地方税法の規定ではなく、地域の特性に応じ、条例において規定することとなったため、新たに規定の追加をするものである。

はじめの浸水防止用設備の内容としては、不特定多数の者が利用する地下街等は浸水被害による身体・生命へのリスクが大きいことなどから、防水扉等の一定の水準以上のより効果が高いものの整備に対し特例を講じるものであり、現在、志木市においては、該当はない。

次のノンフロン製品の内容については、業務用の冷凍・冷蔵機器等がフロン類の排出抑制のための自然冷媒を利用した一定の機器について特例を講じるものである。

次に、公害防止用設備の内容については、本来、施設の整備は事業者等に法令上義務付けられたものであるが、事業者の担税力や設置の困難性など種々の要因から設備の量が不足している実情など、その整備状況等を踏まえて特例を講じるものである。

続いて、次の耐震改修関係については、住宅について今まで同様な税額の減額を行ってきたところであるが、今回の改正については、住宅以外の不特定多数の者が利用する大規模な建築物（病院、旅館等）についても、減額措置を講じるものである。

次に、社団法人・財団法人については、公益法人制度改革により、一般社団法人及び一般財団法人となった法人について平成25年度分まで、非課税とする措置が講じられていたところであるが、地方税法の改正により、非課税の廃止がされたものである。

以上の内容について、去る3月31日付けで志木市税条例の一部を改正する

条例を専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案するものである。

○質疑応答等

質問) 副市長

固定資産税の特例率は、 $1/2$ と $1/3$ のどちらの方が納税者にとって減額率が低いのか。

回答) 総務部長

$1/3$ の方が減額率が低い。

質問) 企画部長

市に影響するものはあるのか。

回答) 総務部長

規程の削除に関する部分については影響しない。また、肉用牛についても該当はない。

優良住宅地造成については、現在はないが今後、発生した場合にはあり得る。また、固定資産税関係についてもないが、耐震改修については、今後大規模な病院等について該当する場合があります。

3) 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部)

○概要説明: 総務部長

固定資産税等の課税標準等の特例の創設等による規定の整備に伴うの改正であり、(1) 法附則第15条の特例の創設による都市計画税条例附則第13項を改正するものについては、規定の追加となっており、(2) 法附則第15条の特例の廃止による都市計画税条例附則第13項を改正するものについては規定の削除となっている。

(1) 法附則第15条の特例の創設による都市計画税条例附則第13項を改正するものの、①浸水防止用設備に係る固定資産税について課税標準の特例措置の創設、②ノンフロン製品に係る固定資産税について課税標準の特例措置の創設、③公害防止用設備に係る固定資産税について課税標準の特例の創設の内容としては、市税条例の改正にて説明した内容と同様になっているが、④改正都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した公共施設等に係る固定資産税及び都市計画税について課税標準の特例の創設の

項目は、市税条例について、地方税法の引用条文が無いことから、改正の必要はないが、都市計画税条例について、附則により地方税法の引用条文があることから、改正をするものである。

規定の内容としては、今後、急激な人口減少や高齢者の増加が見込まれる中、コンパクトなまちづくりの推進が必要とされることから、その実現に向けて税制面においても、支援することとする特例措置の創設となっている。

また、(2) 法附則第15条の特例の廃止による都市計画税条例附則第13項を改正するものの特例の廃止につきましては、志木市において適用の対象となるものはない。

以上の内容について、去る3月31日付けで志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案するものである。

4) 専決処分の承認を求めることについて（志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（健康福祉部）

○概要説明：総務部長

国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものであるが、均等割及び平等割を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の基準については、24万5千円を乗ずる被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の基準については、被保険者の数に乘すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるものである。

今回の軽減措置の拡充によって、改正後に軽減措置の対象となる世帯数は、およそ4,600世帯で、550世帯の増、被保険者数では、およそ7,600人となり、1,200人の増を見込んでいる。影響額については、医療分1,000万円、後期高齢者支援金分600万円、介護分200万円で合計1,800万円を見込んでいる。

なお、今回の改正は、社会保障と税の一体改革の低所得者対策のひとつである国民健康保険制度改正を受けて、軽減措置の拡充を図るものである。

以上の内容について、去る3月31日付けで志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めることについて、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案するものである。

○質疑応答等

質問) 副市長

財政的な補填はあるのか。

回答) 健康福祉部長

市への平成26年度の補填はないが、消費税の関係から平成27年度から補填がある。しかし、国、県、市の負担割合があるので、100パーセント補填されるものではない。

質問) 副市長

過去、179条専決に対して、議会で質問を受けたことがあるか。

回答) 企画部長

影響額や対象者などについて質問を受けたことがある。

5) 宗岡小学校校舎大規模改修等工事工事請負契約の締結について(都市整備部)

○概要説明: 都市整備部長

この工事の工期は、市議会議決後において発注者が定める日から、平成26年12月15日までとしており、請負代金額は、5億7,650万4千円で、請負者は、志木市本町6丁目23番1号、高野建設株式会社、代表取締役 高野邦夫氏である。前金払は、請負者の請求により工事請負代金額の4割以内を前金として支払うもので、中間前払い金は無とする。

次に、工事の概要として校舎は、東校舎と西校舎の2棟からとなっており、東校舎が鉄筋コンクリート造、地上4階建て延べ面積は、1,802平方メートルであり、普通教室と特別教室及び三世代交流館を配置している。

また、西校舎は鉄筋コンクリート造、地上4階建て延べ面積は、3,004平方メートルであり、普通教室と特別教室及び職員室等の管理諸室を配置している。

主な工事内容としては、外部改修工事が、西校舎西側のくすのきの絵が描かれている外壁の改修を行う。なお、他の外壁面については、平成19年に実施した耐震補強工事の際に改修している。内部改修工事としては、各教室や職員室等の床、壁、天井など内装の改修、トイレ改修、受変電設備などの電気設備の改修、受水槽や給水配管改修などの機械設備の改修を行うとともに、普通教室や必要な特別教室に空調設備を設置する。

さらに昇降口や階段及び4階廊下の腰壁を木質化して、木のぬくもりを感じる学校にリニューアルする。また、災害時に使用できる便槽を体育館南側に設置する。

工事の実施については、学校の夏休みを中心とした工事であることから、議決後、速やかに手続きを進め現地調査や施工図の作成、製品の工場製作等の準備を行い、学校と調整しながら作業が可能な箇所から、順次、現場施工に着手し、9月からの授業等に支障がないよう、安全かつ円滑な工事实施に努める。

以上、宗岡小学校校舎大規模改修等工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案するものである。

○質疑応答等

質問) 市長

くすの木の壁面画について、PTAからの反応はないのか。

回答) 教育長

今後、確認をしていく。

質問) 総務部長

トイレについては、全部改修がされるのか。

回答) 都市整備部長

一新される。

質問) 総務部長

木質化について、県産材は調達できるのか。どの程度イメージが変わるのか。

回答) 都市整備部長

県産材は大丈夫である。廊下などイメージは随分変わると思う。

6) 志木第四小学校体育館大規模改修等工事工事請負契約の締結について(都市整備部)

○概要説明: 都市整備部長

この工事の工期は、市議会議決後において発注者が定める日から、平成26年12月15日までとしており、請負代金額は、1億4,558万4千円で、請負者は、志木市本町5丁目11番8号、大進建設株式会社、代表取締役 大野栄治氏である。前金払は、請負者の請求により工事請負代金額の4割以内を前金として支払うもので、中間前払い金は無とする。

次に、工事の概要として体育館は、鉄骨造、地上2階建てで、延べ面積は986平方メートルであり、プール付属棟は、鉄筋コンクリート造、平屋建てで、

延べ面積は95平方メートルである。

主な工事内容として、体育館は、外部改修工事として、屋根改修、外壁改修、外部に面するアルミ建具の改修を行い、内部は、床や壁、天井などの内装の改修、内部の建具改修、電気設備及び機械設備の改修を行う。

プール附属棟は、外部改修とともに内部のトイレ改修を行う。また、災害時に使用できる便槽を北門駐車場脇に設置する。

工事の実施については、学校の夏休みを中心とした工事であることから、議決後、速やかに手続きを進め現地調査や施工図の作成、製品の工場製作等の準備を行い、学校と調整しながら作業が可能な箇所から、順次、現場施工に着手する。

なお、本工事では体育館の床の貼り替え工事を予定していることから、二学期の始業式までに完成させるのは難しいところであるが、できるだけ早い時期に使用できるよう安全かつ円滑な工事实施に努める。

以上、志木第四小学校体育館大規模改修等工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案するものである。

○質疑応答等

質問) 市長

体育館の出入り口の箇所数については。避難通路や非常口については。

回答) 都市整備部長

既存のままで3方向に5ヶ所あり、避難路は確保できている。

質問) 総務部長

災害用便層の位置は、北門駐車場で問題はないか。

回答) 都市整備部長

災害時に活用できる最良の場所を選定しているはずであり、確認する。

質問) 企画部長

プール附属棟のトイレは何を改修するのか。

回答) 都市整備部長

外部改修とともに内部の洋式便器等への改修である。

7) 宗岡第四小学校体育館大規模改修等工事請負契約の締結について (都市整備部)

○概要説明：都市整備部長

この工事の工期は、市議会議決後において発注者が定める日から、平成26年12月15日までとしており、請負代金額は、1億4,779万8千円で、請負者は、朝霞市朝志ヶ丘3丁目1番52号、五十鈴建設株式会社、代表取締役 神生幹氏である。前金払は、請負者の請求により工事請負代金額の4割以内を前金として支払うもので、中間前払い金は、無とする。

次に、工事の概要として体育館は、鉄骨造、地上2階建てで、延べ面積は1,008平方メートルであり、プール付属棟は、コンクリートブロック造、平屋建てで、延べ面積は68平方メートルである。

主な工事内容として、体育館は、外部改修工事として、屋根改修、外壁改修、外部に面するアルミ建具の改修を行い、内部は、床や壁、天井などの内装の改修、内部の建具改修、電気設備及び機械設備の改修を行う。

なお、宗岡第四小学校の体育館は、天井仕上げ材があり、地震による落下の危険性が指摘されていることから、本工事において撤去する。

プール付属棟については、外部改修とともに内部のトイレ改修を行います。また、災害時に使用できる便槽を体育館脇に設置する。

工事の実施については、学校の夏休みを中心とした工事であることから、議決後、速やかに手続きを進め現地調査や施工図の作成、製品の工場製作等の準備を行い、学校と調整しながら作業が可能な箇所から、順次、現場施工に着手する。

なお、本工事では体育館床の貼り替え工事を予定していることから、二学期の始業式までに完成させるのは難しいところであり、できるだけ早い時期に使用できるよう安全かつ円滑な工事实施に努める。

以上、宗岡第四小学校体育館大規模改修等工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成26年第1回志木市議会臨時会に提案するものである。

○質疑応答等

質問) 会計管理者

業者は、欠格基準価格がわかるのか。

回答) 都市整備部長

欠格基準価格は85パーセントと説明しているので、業者が予定価格をどう算定するかである。

質問) 副市長

標準的には、議案書には予定価格が明示されるのではないかと。請負額では、議会に付すべき価格の1億5千万円を超えていない。

回答) 総務部長

標準様式を確認してみる。

【報告】

1 平成26年第1回志木市議会臨時会提出議案について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成26年4月24日に開会する平成26年第1回市議会臨時会に上程する議案は、8件とする。8議案の内訳については、専決処分の承認4件、補正予算1件、工事請負契約締結3件である。

○質疑応答等

質問) 市長

専決に対する議員への説明は。

回答) 議会事務局長

今回は、繰越明許と地方税法の改正であるため、議長との相談の結果、議員各位への説明は回らない今後は、話し合いの元に進めていく。

2 平成26年度志木市一般会計補正予算（第1号）について（総務部）

○概要説明：総務部長

平成26年4月24日に開会する平成26年第1回市議会臨時会に、平成26年度志木市一般会計補正予算を上程する。

今回上程する補正は、歳入歳出それぞれ1億5,823万5千円を追加し、予算総額を211億1,223万5千円とするものである。

内容として初めに歳入として、15款 県支出金は、本年2月14日の大雪による被災農家に対し、被害を受けた農産物生産施設の撤去や再建に係る費用を補助するため、県の経営体育成条件整備事業補助金として、244万円2千円を受け入れるものである。

補助率は、施設の撤去と再建で異なり、撤去費用については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつを補助することとなっている。また、再建費用については、国が10分の5、県と市がそれぞれ10分の2ずつを補助するこ

ととなっていて、被災農家は1割を負担することになっている。

次に、18款 繰入金は今回の補正に伴い、不足する1億5,579万3千円について、財政調整基金を取り崩して対応するものである。

次に、歳出について、4款 衛生費であるが、これは医療法人社団武蔵野会ととりかわした「志木市立市民病院の移譲に関する基本協定書」において、旧市民病院の建替えに係る既存病院棟の解体撤去を市が負担することになっていることから、武蔵野会に対する負担金を計上するものである。

当初の予定では、本年7月から旧総合健診センター棟で外来診療が行えるよう4、5、6月の3ヶ月をかけて改修をして、その後に旧病院棟の取壊しに着工する計画で、最終的には、平成27年7月に新病院での診察開始を目指していた。しかしながら、人手不足や建設資材の不足によって、工期に影響が出かねない状態になっているとのことから、新病院の建設会社と武蔵野会が協議した結果、少しでも工期に影響を及ぼさないよう、旧総合健診センター棟の改修を本年4、5月の2ヶ月間で実施し、旧病院棟の解体を1ヶ月前倒しして、6月に着手する方向で調整をしているとのことである。

そこで、本市としても解体の早期着手に協力すべく、旧病院棟の解体に係る負担金1億5,508万8千円の計上について、臨時会に提案するものである。

また、今回、平成27年度に予定している旧総合健診センター棟の解体に対する負担金について、債務負担行為の設定をお願いすることとし、旧総合健診センター棟の解体については、新病院が完成した後の平成27年度に実施する予定となっていたが、旧病院棟の解体とともに、旧総合健診センター棟の解体についても、武蔵野会と協定を結ぶこととしたいと考えている。

そこで、今回の旧病院棟解体に係る負担金の予算案に併せて、旧総合健診センター棟の解体に係る負担金1,584万円の債務負担行為の設定をするものである。

次に、補正予算として提案している、もう一つの事業として先ほど申しあげた、2月14日の大雪による被災農家に対し、被害を受けた農産物生産施設の撤去や再建に係る費用を支出するものである。

今回、本市の補助対象農家は1件、被害施設についてはビニールハウス4棟で、施設の撤去費が17万7千円、施設の再建費が297万円、合計314万7千円を支出するものである。

市整備部)

○概要説明：都市整備部長

平成25年度に協議会及び政策推進会議等で検討を進めてきた「志木市低炭素まちづくり計画」について、計画の素案をまとめ、意見公募手続条例に基づき、計画（素案）概要版に対して4月15日から5月14日までの30日間意見募集を開始した。

閲覧場所は、市ホームページと都市計画課であり、意見募集の実施内容、期間等については「広報しき4月号」にて事前に周知を行っている。

計画は、市民意見の結果及び各事業課から頂戴している意見等を踏まえて策定する。

概要版として、計画策定の経緯と目的を記述している。二酸化炭素の削減を目的に、志木市での低炭素社会に向けて取り組むまちづくりを市域全体で進めていくこととしている。また、計画の位置づけを体系化して表示した。

志木市の現況をあげ、二酸化炭素の排出量を部門別に表示し、その削減目標を中長期的に数値で設定した。さらに、数値目標を達成することでの都市の将来像を「人にやさしく、環境にやさしい活気に満ちたまち志木」と位置づけた。

また、方針としては、全体構想として4つの分野を設定し実施することとし、重点地域構想としては、3つの集約地域を設定した。

最後に、実現に向け具体的な取り組みの例示するとともに、実現に向けた進行管理を位置づけて実効性を確保していくこととしている。

○質疑応答等

質問) 教育長

最終版の策定の時期は。どこが進行管理をしていくのか。見直しは。

回答) 都市整備部長

概ね6月を目途とし、都市計画課が進行管理を進めていく。見直しについては、協議会に参加いただいたメンバーと進行管理をしていく中で検討し、必要に応じて見直しを行っていく。

【その他事項】

1 庁議付議書様式について（市長）

○質疑応答等

質問) 市長

庁議付議様式が統一されていないのではないか。

回答) 企画部長

現在、議案付議用と一般付議用の様式がある。また、旧付議書の様式を使用しているものも見受けられるので、改めて次回庁議からは、一様式に統一する。

2 危機管理実施手順の徹底について (企画部長)

○概要説明：企画部長

先週の主管課長会議において説明をしたが、平成26年3月7日付けで危機管理実施手順を改訂したところである。事務処理ミスは、どこの部署でも起こりうることであり、職員の不祥事や健康管理、交通事故、窓口での市民とのトラブルなどさまざまな危機をしっかりと危機ととらえ、改めて手順に則った事務処理をお願いしたい。

報告の基準が不明確であるが、ミスは今後の事務改善にもつながるので、市民1人に影響が出たものについても、危機情報連絡表及び事後対策連絡表の作成の習慣化をお願いしたい。また、どこまであげるかの判断は、部局長や所属長の判断となるが、危機管理室には、すべての危機管理の報告を願いたい。

3月7日以降の事案については、改めて4月25日までに作成し、危機管理室までお願いする。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。